

「訴える人と仲直りする」

2015年09月11日

ルカによる福音書 12章 57節～59節。「あなたがたは、何が正しいかを、どうして自分で判断しないのか。あなたを訴える人と一緒に役人のところに行くときには、途中でその人と仲直りするよう努めなさい。さもないと、その人はあなたを裁判官のもとに連れて行き、裁判官は看守に引き渡し、看守は牢に投げ込む。言うておくが、最後の1レプトンを返すまで、決してそこから出ることはできない。」

上記の御言葉はマタイ福音書の並行記事では下記のように書かれている。「だから、あなたが祭壇に供え物を献げようとし、兄弟が自分に反感を持っているのをそこで思い出したなら、その供え物を祭壇の前に置き、まず行って兄弟と仲直りをし、それから帰って来て、供え物を献げなさい。あなたを訴える人と一緒に道を行く場合、途中で早く和解しなさい。さもないと、その人はあなたを裁判官に引き渡し、裁判官は下役に引き渡し、あなたは牢に投げ込まれるにちがいない。はっきり言うておく。最後の1クアドラントを返すまで、決してそこから出ることはできない。」

イスラエルは神と人、人と人との契約を基盤とした社会を形成していた。従って、契約違反の訴訟は日常的に行われていた。聖書には、裁判に関する記述が多い。それらの裁判で、強い者は有利に、弱い者は足蹴にされていたことは容易に想像できる。

日本でも「国策捜査」という言葉があるように、国の方針に逆らう者は無残に扱われている状況がある。私は原告として関わった裁判が3件、支援した裁判が4件あるが、6件は敗訴した。名古屋高裁でイラク派兵は「憲法違反」という言葉を勝ち取った。しかし、この裁判も敗訴であった。敗訴したから、相手方が上訴できず「憲法違反」が確定することになったのである。この裁判は実質、勝訴と言える。ただ一つ、カルトに関わる裁判は勝訴した。瀬木比呂志氏が著した『絶望の裁判所』は日本の裁判所は希望が持てないほど、荒廃していると報告している。途上国に行くと、警察、検察、裁判所が一つになって、弱い立場の人々を露骨に貶める事例をしばしば見聞きする。三権分立と言われているが、裁判所の実態は行政の追認機関、権力に追従する機関になっている場合が多いということである。レビ記 19章 15節に「あなたたちは不正な裁判をしてはならない。あなたは弱い者を偏ってかばったり、力ある者におもねってはならない。同胞を正しく裁きなさい」と規定されている。裁判は公正と正義が求められる。市民の生活権が保障される裁判であってほしいと私は思っている。

さて、主イエスはあなたを訴える人と一緒に役人の所に行く時は、途中で、その人と仲直りするよう努めなさいと言っている。和解ができないから裁判になるのであろうが、途中で話し合い、仲直りできれば幸いである。仲直りできないと、裁判所に連れていかれ、裁判官は看守に引き渡し、看守は牢に投げ込む。そして、1レプトンを返すまで、牢から出ることはできないと主イエスと言われる。1レプトンは1デナリオン（一日の生活費）の128分の1に当たる最小の貨幣単位である。この裁判では、訴えられた人は敗訴するということが前提になっている。彼は契約違反を犯したのであろうか。貧しさゆえに被告にされたのであろうか。主イエスは彼らへの諭しとして、事前の和解を勧めている。マタイ福音書は「祭壇に供え物を献げる」ために礼拝に行く時、兄弟の反感に気づいたら、和解してから行きなさいと言っている。最近、教会内で起こっている訴訟に心が痛む。